

那覇ふ頭三重城小船溜り物揚場使用者募集及び抽選会開催について

ナハ・シー・パラダイス共同企業体
波の上うみそら公園管理事務所

みだしのことについて、三重城小船溜り場の物揚場使用者（3 隻分）を募集します。
係留を希望される方は、下記の内容を確認の上、期間内に抽選会の申込を行って下さい。

1 募集内容

(1) 係留場所及び寸法

① 2 号物揚場 28 ビット

トン数 5 t 未満 船幅 1.93m 以下 船長 7.61m 以下

② 2 号物揚場 34 ビット

トン数 5 t 未満 船幅 2.44m 以下 船長 6.36m 以下

③ 3 号物揚場 4 ビット

トン数 5 t 以上 20 t 未満 船幅 4.3m 以下 船長 17m 以下

※ 船長及び船幅は全て実測長です。

※ 船検手帳記載の長さは実測長より短いので注意して下さい。

(2) 使用期間

平成 31 年 1 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

※ 今回当選された方は平成 31 年 1 月分より使用料を徴収致します。

※ 継続して使用される方は、毎年度更新手続きが必要です。

(3) 係留料金

	使用料（月額税抜き）
5 トン未満	5,000 円
5 トン以上 10 トン未満	6,500 円
10 トン以上 15 トン未満	8,000 円
15 トン以上 20 トン未満	10,000 円

※ 使用料については、別途消費税が加算されます。

2 参加資格

- (1) 申込者（係船利用者）が県内に住所を有していること。（法人の場合、その所在が法人登記簿で確認できること）
- (2) 那覇市又は浦添市に船籍のある船の所有者であること。（共有名義でも可）
※船舶購入予定者は平成 31 年 3 月末迄に船を購入し、事業を行うこと
※上記期限内に必要な書類の提出が無い場合は許可を取り消します。
- (3) 申込船舶は、推進機関を有し日本小型船舶検査機構の検査を受け、有効期限が切れていないこと。
- (4) 船舶の用途が遊漁、遊覧、漁業（漁業協同組合に所属していない者に限る）、ダイビング等の業務に使用されていること。
（漁船及びスポーツ、レクリエーションの為の船舶（プレジャーボート）は除く）
- (5) 同一船舶で共有者がそれぞれに抽選を申し込むことはできない。
- (6) 既に那覇ふ頭三重城小船溜り、新港ふ頭小船溜り、安謝小船溜りにおいて、専用に船舶の港湾施設使用許可を得ている場合は申込できない。
（上記三ヶ所の小船溜りでは、個人の場合 1 隻、法人は 2 隻まで使用可能）
- (7) 「那覇港管理組合港湾施設管理条例」及び「小船溜り場（物揚場）管理要綱」の使用条件に該当すること。
※ 小船溜り場及び管理者が管理するその他の施設に船舶等を不法係留若しくは放置し、撤去の勧告を受けた者、又は偽りその他の不正行為により過料を科された者並びに無断で権利譲渡し、許可船舶の名義を変更した者は今回の抽選に参加出来ません。

3 募集受付

- (1) 受付期間 平成 30 年 11 月 1 日（木）から平成 30 年 11 月 25 日（日）
8：30 から 17：30 まで（郵送可：期限内必着）
- (2) 提出場所（問い合わせ先）
〒900-0037 那覇市辻 3 丁目 3 番 1 号
ナハ・シー・パラダイス共同企業体（波の上うみそら公園管理事務所）
電話：098-863-7300 8:30～17:30 担当：真境名・堀江
- (3) 提出書類
 - ① 個人の場合 住民票抄本（原本） 1 通
法人の場合 法人登記簿謄本（原本） 1 通
 - ② 船舶検査証書（写し）
 - ③ 船舶検査手帳（写し）
 - ④ 船舶の用途に応じた事業の許可証、登録証等の事業確認が出来る書類（写し）

- ⑤ 小型船舶登録原簿の一部事項証明書（写し） 日本小型船舶検査機構発行
- ※ 船舶の所有者及び共有者の住所・持分が確認できるもの
- ⑥ 船舶の写真 正面・横（船舶全体が写っており船名及び登録番号が確認できること）
- ⑦ 抽選参加申込書
- ⑧ その他、必要に応じて追加書類を提出して頂く場合があります。
- ※ 書類提出後、抽選参加資格を審査し、参加資格に合わない方に対しては不適合者通知をいたします。また、提出書類は原則返却致しません。

4 抽選会

- (1) 日 時 平成 30 年 12 月 7 日（金） 15：00 時間厳守
- (2) 抽選場所 波の上うみそら公園管理事務所 学習室
- (3) 持参するもの 身分証明書、船舶検査証書（原本）、船舶検査手帳（原本）、委任状（抽選者が委任者の場合）
- (4) 抽選方法（抽選は係留箇所別に行う）
 - ① 受付時、くじ引き順番を決めるくじを参加者が引き、その番号を受付名簿に記入する。（くじは抽選が終わるまで参加者が所持すること）
 - ② 受付時に引いた順に抽選用くじを 1 枚引く。
 - ③ 参加者全員が終了した時点で、抽選漏れがないか、くじが残っていないかを確認。
 - ④ 全員一斉に開封し、順位を決定する。
 - ⑤ 上位 1 名を当選者とし、抽選に漏れた者は補欠名簿に記名する。
 - ※ 係留箇所に空きが生じた場合、補欠名簿の上位の方からご連絡致します。但し有効期限は抽選日より 1 年とします。

5 抽選会参加の注意事項

- ① 抽選参加者は平成 30 年 11 月 25 日までに抽選会参加を申し込んだ者とし、係留場所の使用許可を得ようとする本人（申込者）とする。ただし、委任状等を提出し許可を得れば、代理人の参加も可能とする。（事前連絡必要）
- ② 抽選会開始時刻に間に合わない場合は、抽選に参加することはできない。
- ③ 原則として、許可権利の譲渡は認められない。当選後の所有者変更や募集条件を超えた船舶入替については許可を取り消すことがある。
- ④ その他、不正があれば当選は無効とする。
- ※ 申込者本人が抽選に参加できない場合は、代理人に対する委任状（別紙）を記入し、抽選日前日までに連絡の上、抽選日当日にナハ・シー・パラダイ共同企業体へ提出して下さい。同一代理人が複数の申込者の代理として抽選参加することは出来ません。又、委任状を提出せずに代理人が抽選に参加した場合は、その当選結果は無効となります。

6 その他

- ① 抽選申込者は、自動車免許証（他身分証明書）、船舶検査証書・船舶検査手帳の原本をお持ち下さい。当選後、先に頂いた写しと照合します。
- ② 当選者は、抽選後1週間以内に、印鑑登録された印を捺印した「港湾施設使用許可申請書等」「許可条件（誓約）」及び「印鑑登録証（法人印鑑登録証）」（3ヶ月以内）を提出下さい。期限内に提出がない場合は当選を取り消し、次点の方を当選者として繰り上げます。

7 施設使用上の注意事項

- ① 使用目的以外の用途に使用、転貸及び権利の譲渡は禁止する。なお、船舶の入れ替えをする場合は、管理者(指定管理者)の許可を受けなければならない。
- ② 港湾の開発又は管理運営上に支障が生じたとき、又は那覇港管理組合港湾施設管理条例及び同条例施行規則に違反して使用した場合は、許可を取り消す。
- ③ 施設使用の必要が無くなった場合は、使用者の負担において速やかに現状回復して、管理者(指定管理者)の検査を受け、引き継がなければならない。
- ④ 前各項による損失および当施設での船舶の滅失又は損傷、盗難等については、管理者は一切補償しない。
- ⑤ 使用者は、使用場所を善良な管理に基づき、使用しなければならない。もし、第三者に損害を与え、また第三者と紛争が生じたときは、使用者の責任において、その損害を賠償し、又は紛争を解決しなければならない。
- ⑥ 使用申請に不正があったとき、又は公益上その他管理者(指定管理者)が必要と認めたときは、いつでも当施設の使用を停止し、又は使用を取り消し、その使用を制限し、若しくはその使用場所を変更することがある。
- ⑦ 使用料は、毎月別に発する請求書により、指定する期日までに、指定金融機関に振込をしなければならない。又は、口座引落により納付する。但し、振込や引落が難しい場合は、直接、指定管理者に納入する。なお、納入しないときは、この許可を取り消す。
- ⑧ 使用の許可を受けた者は、許可事項の変更、住所の変更及び使用施設の返還等が生じた場合は、直ちに、その旨を届けて管理者(指定管理者)の承認を受ける事。